

令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

個人情報保護委員会

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和5年度における個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）の温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結実績を次のとおり公表する。

1. 令和5年度の経緯

環境配慮契約法及び閣議決定された「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、可能なものから環境配慮契約の推進を図ることとした。

2. 令和5年度における委員会の環境配慮契約の締結状況

（1）電気の供給を受ける契約

委員会が賃貸借している民間ビルにおいては、賃貸借契約上、独自に電気の供給を受ける契約を締結することは困難であった。

（2）自動車の購入等に係る契約

令和5年度においては、実績がなかった。

（3）船舶の調達に係る契約

令和5年度においては、実績がなかった。

（4）省エネルギー改修事業（ESCO 事業）に係る契約

委員会が賃貸借している民間ビルにおいては、賃貸借契約上、事業を実施することは困難であった。

（5）建築物の設計に係る契約

令和5年度においては、実績がなかった。

（6）建築物の維持管理に関する契約

令和5年度においては、実績がなかった。

（7）産業廃棄物処理に係る契約

令和5年度においては、実績がなかった。